

草柳小学校いじめ防止基本方針

令和6年7月改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

① いじめの定義

法的に定められた「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法 第二条（平成25年9月28日施行）より

第二条 この法律において「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会平成25年6月19日）より

一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。

② いじめ防止のための基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

また、教職員はいじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速にこれを対処し、再発防止に取り組む。

③ いじめ防止のための基本姿勢

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・いじめは、人間として絶対に許されないという強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしない。
- ・いじめに当たると判断した場合でも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。
(例：好意から行った行為が意図せずに相手の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など)
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・いじめ未然防止、早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ・いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ・保護者、地域との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめを未然に防止するための取組

① 人権教育の充実

児童が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身につけるために、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが必要である。

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするために、人権教育を進めていくなかで次のような力を培う。

1. 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
2. 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
3. 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

② いじめ防止授業

児童支援部が中心となり、指導の重点を決め、いじめ防止年間計画に沿って行う。その際、いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないということ、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを児童に理解させていく。

③ 教職員の研修

教職員がいじめについての正しい認識をもち、一人一人の児童が大切にされる、安心安全な学校・学級づくりを目指すために研修を行い、児童理解や支援の方法を学ぶ機会を設ける。また、教職員自身が不用意な言葉で知らないうちに児童を傷つけていないかを振り返ることや、児童を一面でとらえることなく、公平な視点で事案の問題点を的確に評価し、指導が必要な点については毅然とした態度で対応することを確認していく。

④ 道徳教育の充実

題材や資料等から自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の人間としての生き方を深める学習を進める中でいじめの未然防止につとめる。

⑤ 体験教育の充実

「絆づくり」― 他者と関わる体験を増やす

子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合い、心のつながりを感じることができるようにしていく。草柳小学校では、なかよし学級『異学年交流』を、特色のある教育活動として位置づけている。この活動は次のような子どもの姿を願っている。高学年では「進んで人とかかわることができた」「自分は他の人の役に立っている」等自信や誇りを感じとり、自己有用感を育てる。また、低学年では「人とかかわることが好き」「人とかかわることが楽しい」「大きくなったらあいうお兄さんお姉さんのようになりたい」というあこがれの気持ちを育てる。

⑥ 日々の授業の充実

「居場所づくり」― 一人一人のストレスを減らす

授業や行事の場でどの児童も落ち着ける場所をつくりだす。また、「わかる授業」のために、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、授業のユニバーサル・デザイン化を図る。

3 いじめの早期発見

① 日々の観察

- ・日ごろから、子ども達の表情や態度のわずかな変化を見逃さない。
- ・子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合もあるため、注意深く状況を把握する。

② 教育相談

- ・日常の生活の中での教職員の言葉がけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境を作っていく。
担任以外の教員や相談員にも相談できることを全児童に周知し、悩みを抱え込ませない。
- ・青少年相談室派遣の相談員（毎週月曜日・隔週火曜日）を効果的に活用できるようにする。

③ アンケート調査

- ・「よりよい学校生活のためのアンケート」を年間3回実施する。
アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。また、アンケート後、担任は個人面談を行い、子ども達の状況を把握すると共に、信頼関係を築くよう努める。

④ 保護者との連携

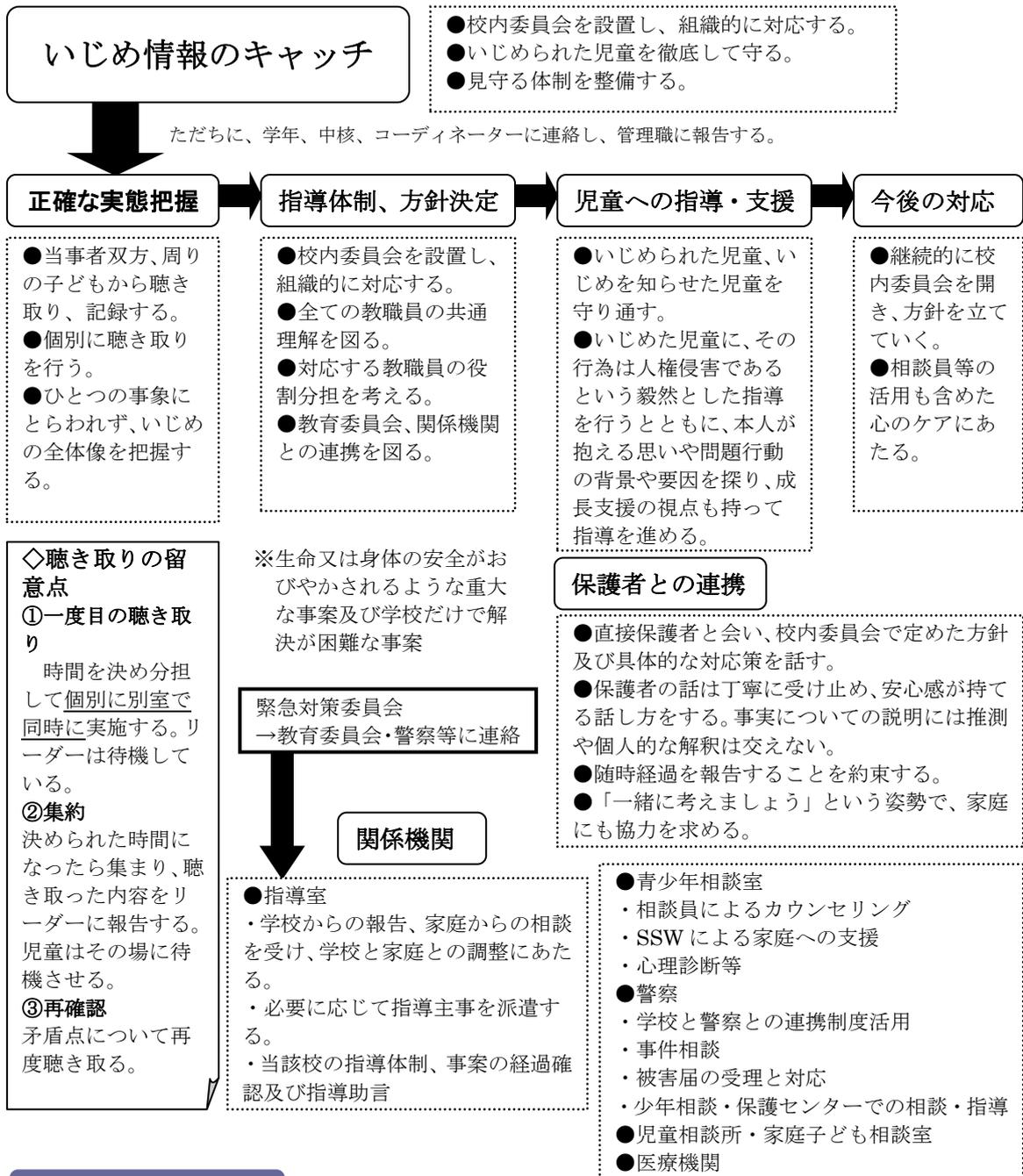
- ・保護者からの連絡でいじめを認知することも多い。情報を得たら、素早く丁寧な対応をする。

⑤ 校内共通の聞き取り用紙の使用

- ・学校で作成した聞き取りシートを使用し、だれが聞き取っても情報内容を落とさず、その情報を校内で保存し、必要な時に共有できるようにする。

4 いじめの早期対応・いじめの解消

① いじめの 早期対応 基本的な流れ



② 保護者との連携

- ・被害児童の保護者とは、協力して被害児童の心情を理解し解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

- ・加害児童に対しては、加害児童保護者と協力していじめ行為は絶対に認められないことを指導しながらも加害児童の成長視点に立ち、児童の内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるよう心がける。

② いじめの解消

いじめが解消している状態（※）と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況をきめ細かく把握し、いじめの再発を防ぐよう指導する。

※「いじめが解消している状態」

- ①いじめを受けた子どもに対する行為が、3か月を目安に止んでいる状態。
- ②いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（子ども本人及び保護者との面談等で確認する）

5 ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

具体的には、メールでのいじめ、ブログでのいじめ、チェーンメールでのいじめ、SNSでのいじめ、動画共有サイトでのいじめ等がある。

② 未然防止

- ・情報モラルに関する授業の設定
学年の実態に合わせて、専門家による授業の機会を設け、ネット上のいじめの危険性を児童に伝えていく。また、場合によっては保護者にも参加を呼びかける。
- * 3年生以上は年間2回授業を行う。
授業参観（土曜参観）で保護者参加型の授業を行うなど、工夫する。
- ・保護者への啓発
学校での情報モラルの指導だけでは限界があるため、保護者と連携・協力して双方で問題解決にあたる必要がある。懇談会等で次の事柄を知らせていく。
- ・児童の携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、また携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が出るといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

③ 早期発見・早期対応

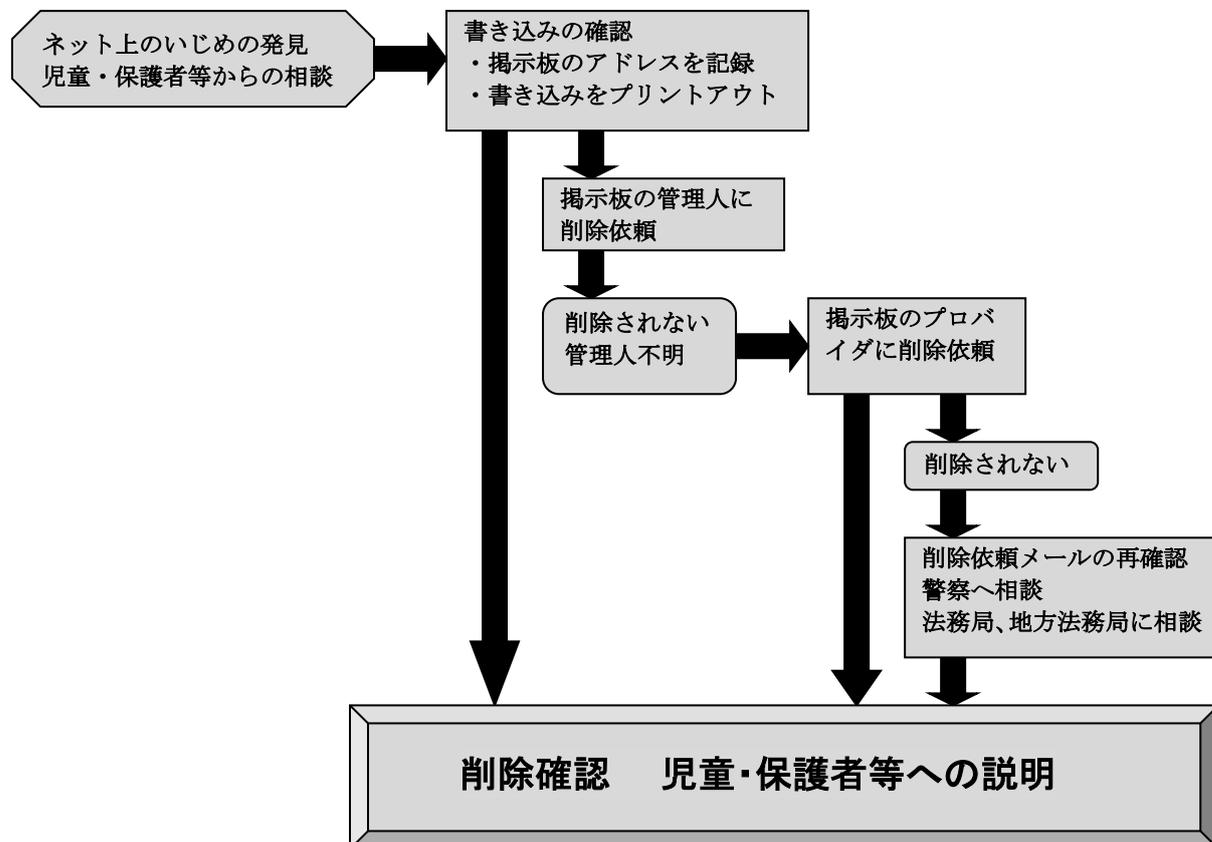
書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

〈児童への指導〉

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定できる。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される。

書き込み等の削除の手順



6 組織の設置

① いじめ対策委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、年間2回開催する。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

② いじめ対策委員会の構成

校長、教頭、中核教諭、教育相談コーディネーター、養護教諭、学年リーダー

※(相談員、スクールサポーター)

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し校長が任命する。

③ 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応 ・いじめの判断と情報収集 ・いじめ事案の報告

7 重大事態への対処

重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し市教育委員会との協議の上「緊急対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

① 緊急対策委員会の構成

・校長、教頭、中核教諭、教育相談コーディネーター、該当学年担当

※事案内容により構成員については検討し、校長が任命する。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

② 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明